資料 3

第６期清須市障害福祉計画
第２期清須市障害児福祉計画

═ 計画骨子案 ═

令和２年９月

清須市

SP コード
（イメージ）

目　次

第１章　計画の策定にあたって……1
１　計画策定の背景と趣旨……1
（１）計画策定の背景……1
（２）計画策定の趣旨……2
２　計画の期間……3
３　計画の位置付け……4
４　計画の策定体制……5
（１）策定委員会の設置……5
（２）アンケート調査の実施（基準日：令和２年６月１９日）……5
（３）関係団体ヒアリング……5
（４）パブリックコメント……5
５　計画の対象者と用語の使い方……5

第２章　障がいのある人の現状と課題……6
１　人口の推移……6
２　障害者手帳所持者数……6
（１）障がいのある人全体の状況……6
（２）身体に障がいのある人の状況……6
（３）知的に障がいのある人の状況……6
（４）精神に障がいのある人の状況……6
３　障がいのある人へのアンケート調査の分析結果……6
４　関係団体ヒアリングの分析結果……6

第３章　計画の基本的な考え方……7
１　計画の基本理念……7
２　基本方針……8
（１）障害者基本計画の基本方針……8
（２）障害福祉計画・障害児福祉計画の基本方針……8
３　計画の体系……10

第４章　第６期清須市障害福祉計画の施策の展開……12
１　サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方……12

SP コード
（イメージ）

２　令和５年度の成果目標 13
（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行 13
（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 14
（３）地域生活支援拠点等における機能の充実 17
（４）福祉施設から一般就労への移行等 18
（５）相談支援体制の充実・強化等 20
（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 21
３　障害福祉サービスの見込量と確保の方策 22
（１）訪問系サービス 22
（２）日中活動系サービス 23
（３）居住系サービス 23
（４）相談支援サービス 23
５　地域生活支援事業の見込量と確保の方策 23
（１）必須事業 23
（２）任意事業 23

第５章　第２期清須市障害児福祉計画の施策の展開 24
１　障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方 24
２　令和５年度の成果目標 25
（１）障害児支援の提供体制の整備等 25
３　障害児支援事業の見込量と確保の方策 28
（１）障害児通所支援 28
（２）障害児入所支援 28
（３）障害児相談支援 28

第６章　計画の推進体制 29
１　制度を円滑に推進するための体制の整備 29
２　計画の推進体制の整備 29
３　計画の達成状況の点検・評価 29

資　料　編 30
１　計画策定の経緯 30
２　清須市保健福祉計画策定委員会設置要綱・名簿 30
３　障がいのある人のアンケート調査 30
４　関係団体ヒアリング結果 31
５　用語解説 31

SP コード
（イメージ）

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景と趣旨

（１）計画策定の背景

清須市（以下「本市」とする。）は、平成30年度に「第3期清須市障害者基本計画・第5期清須市障害福祉計画・第1期清須市障害児福祉計画」を策定し、基本理念である『障がいのある人もない人も、ともに育み支えあう地域社会の実現』に向け、障害福祉サービスの提供体制の確保等に取り組んでいます。

近年の障害福祉の動向として、国は平成30年３月に「第4次障害者基本計画」を策定し、共生社会の実現に向け、障がいのある人があらゆる活動に参加できるよう、アクセシビリティの向上、障がいのある人による意思決定の支援等の方向性を掲げました。

また、平成30年６月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和元年６月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が施行され、令和元年６月に「障害者雇用促進法」、令和２年６月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正されました。

さらに、障害福祉サービスの分野では、平成30年４月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」が改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を送ることができるよう、『自立生活援助』、『就労定着支援』、『居宅訪問型児童発達支援』などのサービスが新たに創設され、障がいのある人の「生活」と「就労」に対する支援の充実が図られました。あわせて、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保及び向上を図るための環境整備等が行われました。加えて、平成30年４月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が施行され、高齢者と障がい者（児）が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置付けられました。

また、令和２年には新型コロナウイルス感染症拡大による特別支援学校等の臨時休業や、緊急事態宣言の発令などがあり、その中で障害福祉サービス等の安定した提供体制の重要性が再認識されました。

以上のように障害福祉施策が変化する中で、上記計画のうち「第５期清須市障害福祉計画・第1期清須市障害児福祉計画」（以下「前期計画」という。）については、令和３年３月をもって計画期間が満了することから、前期計画の進捗状況を検証し、国の動向や社会情勢、障害福祉事業に係わるニーズの変化等に対応できるよう、新たに「第６期清須市障害福祉計画・第２期清須市障害児福祉計画」を策定しました。

SP コード
（イメージ）

■ 障害福祉に関する動向（平成 30 年以降）

時　期	動　向
平成 30 年 ３月	**第 4 次障害者基本計画策定** ○共生社会の実現に向け、障がいのある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援
平成 30 年 ４月	**「障害者総合支援法」・「児童福祉法」改正** ○障がいのある人が望む地域生活への支援や障害支援のニーズの多様化への対応（自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援の創設） ○サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
平成 30 年 ６月	**「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行** ○障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、個性と能力の発揮及び社会参加を促進
令和元年 ６月	**「障害者雇用促進法」改正** ○障害者活躍推進計画の策定義務（「清須市障害者活躍推進計画」策定） **「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行** ○視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいにより、書籍など視覚による表現の認識が困難な方が対象 ○視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
令和２年 ６月	**「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正** ○共生社会の実現に向け、障がいのある人等を含む全ての人々が互いの個性を尊重しあう移動等の環境を整備

（２）計画策定の趣旨

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第８８条第１項の規定に基づく、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の拡充とその提供体制の確保に関する計画です。

また、「障害児福祉計画」は、児童福祉法第３３条の２０第１項の規定に基づく、児童相談支援や障害児通所支援の拡充とその提供体制の確保に関する計画です。

なお、障害福祉計画と障害児福祉計画は一体のものとして策定することができるため、本市においても、前期計画に引き続き一体のものとして策定します。

また、策定にあたっては、「第３期清須市障害者基本計画」の基本理念である『障がいのある人もない人も、ともに育み支えあう地域社会の実現』との整合性を図り、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、サービス提供体制の基盤整備努めます。

SP コード
（イメージ）

■ 根拠法令・計画の性格

	第６期清須市障害福祉計画・第２期清須市障害児福祉計画	
名称	障害福祉計画（第６期）	障害児福祉計画（第２期）
根拠法令	障害者総合支援法　第 88 条第１項	児童福祉法　第 33 条の 20 第１項
性格	障害福祉サービス等の提供量と提供体制を確保するための計画	障害児通所支援等の提供量と提供体制を確保するための計画

２　計画の期間

国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に従い、令和３年度から令和５年度までの「３か年」を計画期間として策定します。

■ 計画期間

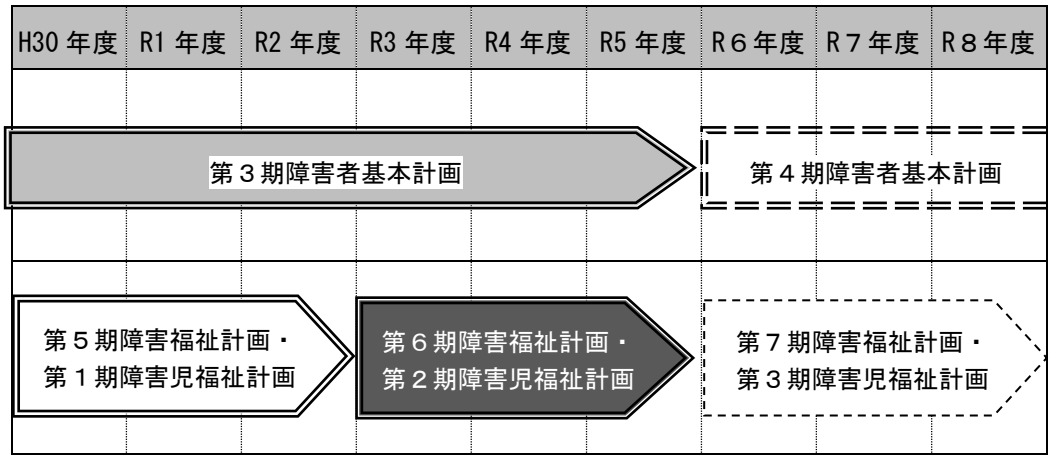

SP コード
（イメージ）

３　計画の位置付け

第６期清須市障害福祉計画・第２期清須市障害児福祉計画は、国が定める「基本指針」、愛知県の「第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画」、「あいち健康福祉ビジョン」などと整合性を図りながら、「清須市第２次総合計画」における福祉施策の個別計画と位置付けるとともに、「障害者基本計画」、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「子ども・子育て支援事業計画」などと調和した計画として策定するものです。

■ 計画の位置付け

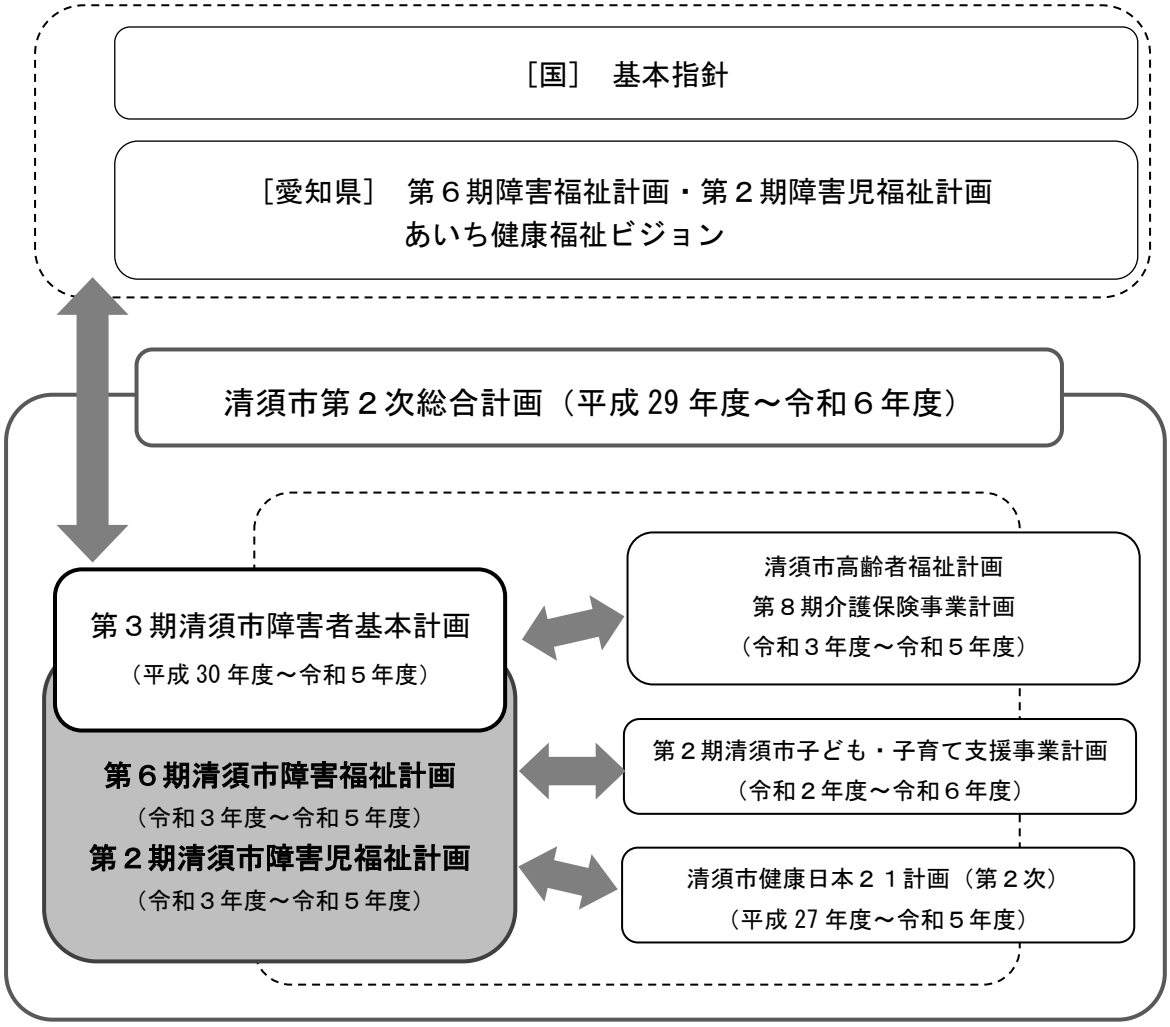

SP コード
（イメージ）

４　計画の策定体制

（１）策定委員会の設置

サービスを利用する障がいのある人をはじめ、事業者、雇用、教育、医療などの幅広い関係者の意見を反映するため、障がい者団体、支援団体、住民代表、福祉関係者及び学識経験者などの委員で構成する「清須市保健福祉計画策定委員会」に『障害者部会』を設置し、協議しました。

（２）アンケート調査の実施（基準日：令和２年６月１９日）

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
障害者福祉金受給者（市独自）、障害福祉サービス等利用者　計3,112人

（３）関係団体ヒアリング

障がい者団体などを対象に、サービス利用上の課題や地域で生活していく上での課題等に関して、ヒアリングを行いました。

（４）パブリックコメント

市民の意見を聴取するため、令和３年●月●日から●月●日までパブリックコメントを実施しました。

５　計画の対象者と用語の使い方

この計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画であり、第３期清須市障害者基本計画と整合性を図る観点から、対象者を第一義的には市内の障がいのある人すべてとします。

用　語	定　義
障がい者	○身体障害者福祉法第４条に規定する「身体障害者」 ○知的障害者福祉法にいう「知的障害者」のうち 18 歳以上の方 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条に規定する「精神障害者」のうち 18 歳以上の方（発達障がいのある人を含みます。） ○治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって１８歳以上の方
障がい児	○児童福祉法第４条第２項に規定する「障害児」 ○身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童（発達障がいのある児童を含みます。）

なお、この計画では、特に障がい種別、年齢別の表現が必要な場合や法律上の区分の必要性がある場合などを除き、総称として“障がい者”を「障がいのある人」、“障がい児”を「障がいのある児童」という表現で統一しています。

SP コード
（イメージ）

第２章　障がいのある人の現状と課題

１　人口の推移

２　障害者手帳所持者数

（１）障がいのある人全体の状況

（２）身体に障がいのある人の状況

（３）知的に障がいのある人の状況

（４）精神に障がいのある人の状況

原稿は現行計画（５～９頁）を踏襲します。

３　障がいのある人へのアンケート調査の分析結果

４　関係団体ヒアリングの分析結果

アンケート調査及びヒアリング結果を
元に記載します。

SP コード
（イメージ）

第３章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

障がい者施策の基本となる事項を定める障害者基本法では、「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指すとされています。共生社会を実現するために、障がいのある人が社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、意思疎通及び情報の取得・利用手段を選択する機会の拡大が図られることが規定されています。

本市では、障害者基本法の理念を踏まえ、障がいのある人もない人も地域でともに学び、生活し、そして支えあう共生社会の実現を推進するため、「障がいのある人もない人も、ともに育み支えあう地域社会の実現」を障害者基本計画の基本理念としています。

この基本理念に基づいて、障害者基本計画では３つの基本方針を定め、各分野の施策を展開しています。

また、障害福祉計画・障害児福祉計画においても、この基本理念に基づき障害福祉サービス等を展開します。

障がいのある人もない人も、
ともに育み支えあう地域社会の実現

SP コード
（イメージ）

２　基本方針

（１）障害者基本計画の基本方針

基本理念の実現のために、「地域での理解」「地域での共生」「地域での安心」の大きく３つの基本方針を定め、基本方針毎の施策を展開しています。

基本方針

１　地域での理解

各種啓発・差別解消・権利擁護・情報提供・相談支援

２　地域での共生

療育・保育・教育、就労支援、生涯学習、地域共生

３　地域での安心

生活支援、保健・医療、生活環境、防災・防犯

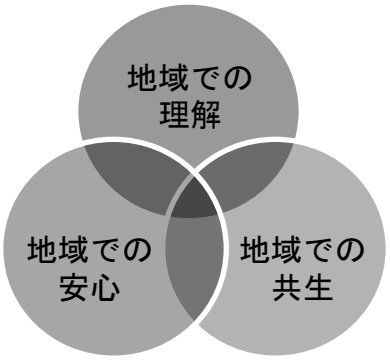

（２）障害福祉計画・障害児福祉計画の基本方針

清須市第６期障害福祉計画・第２期障害児福祉計画は、清須市障害者基本計画と整合性を図りつつ、障がいのある人が自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるように定めた障害者総合支援法及び児童福祉法の理念に基づき計画の推進を図ります。

① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会の実現のため、障がいのある人などの自己決定を尊重し、その決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図ることを目的に、障害福祉サービスなどの提供体制の整備を進めます。

SP コード
（イメージ）

② 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障がいのある人などの範囲を、身体障がい、知的障がい及び精神障がいのある人並びに難病患者などとし、サービスの充実を図ります。

発達障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人については、従来から精神障がいに含まれるものとして、法に基づく給付の対象になっていることや、難病患者などについても引き続き法に基づく給付の対象になっている旨の周知を図ります。

③ 施設入所・入院からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

施設入所や入院から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援などの課題への対応や、障がいのある人などの生活を地域全体で支えるため、地域の社会資源を最大限に活用し、サービス提供体制の整備を進めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組み

地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り、地域の実情に応じた制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保などの取り組み、人工呼吸器を装着している障がいのある児童、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がいのある児童（医療的ケア児）が保健、医療、障害福祉、保育、教育などの支援を円滑に受けられる体制づくりを目指していきます。

⑤ 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童のライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援など関係機関が連携を図り、切れ目ない一貫した支援を提供する体制の構築を図っていきます。

⑥ 障害福祉人材の確保

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供していくために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に取り組みます。

⑦ 障がい者の社会参加を支える取組

障がいのある人の多様なニーズを踏まえ、文化芸術の鑑賞、創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

SP コード
（イメージ）

3　計画の体系

■ 障害者基本計画の施策体系及び障害福祉サービスの体系

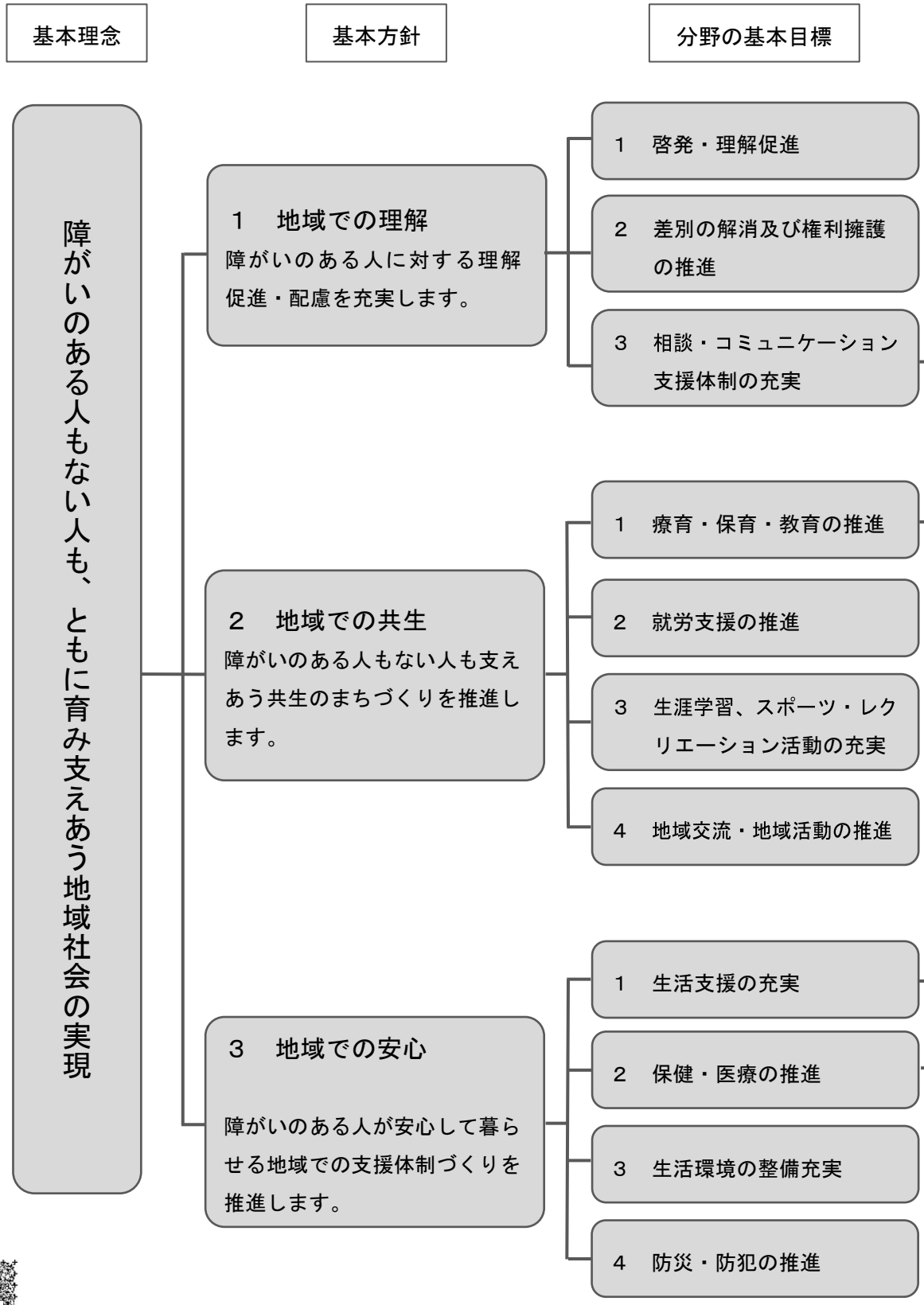

SP コード
（イメージ）

障害者総合支援法

障害福祉サービス

介護給付	
居宅介護、行動援護、短期入所、重度訪問介護、療養介護、重度障害者等包括支援、同行援護、生活介護、施設入所支援　等	障がい程度が一定以上の人に生活上又は療養上の必要な介護を行います。
訓練等給付	
自立訓練、就労継続支援、就労移行支援、共同生活援助（グループホーム）、就労定着支援、自立生活援助　等	身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。
相談支援	
計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援	障害福祉サービス等の利用や地域移行･地域定着に関する相談支援を行います。
自立支援医療	
育成医療（18 歳未満）、更生医療（18 歳以上）、精神通院医療	医療機関を受診する際の費用負担を軽減します。
補装具	
車いす、補聴器、義足　等	身体機能を補うことや身体機能の代わりとなる装具を製作・修理・貸与します。

地域生活支援事業

必須事業	
理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、日常生活用具給付等事業　等	自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。
任意事業	
日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業等	地域の実情に応じて様々な事業を行います。

児童福祉法

障害児通所支援	
児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　等	日常生活動作や集団適応のための訓練等により、自立を促進する支援を行います。
相談支援	
障害児相談支援	障害児通所支援の利用に関する相談支援を行います。

SP コード
（イメージ）

第４章　第６期清須市障害福祉計画の施策の展開

１　サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

サービスの提供体制の確保については、見込量確保のための方策に加えて、障がいのある人の雇用・就労の促進、地域における居住の場の確保、相談支援体制の整備などが求められており、次の方針のもと計画を進めていきます。

① 必要な訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）の充実を図ります。

② 障がいのある人が希望する日中活動系サービスの保障

希望する日中活動系サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、地域活動支援センター）の充実を図ります。

③ グループホームなどの充実及び地域生活支援体制の充実

地域の居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行及び地域定着支援などの推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。

また、各関係機関の連携のもと、地域生活支援機能を担う体制の整備を図ります。

④ 福祉施設から一般就労への移行などの推進

就労移行支援事業などの推進により、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大を図ります。

⑤ 相談支援体制の充実

障がいのある人への相談支援体制の充実を図ります。相談支援事業者などは、障がいのある人などが抱える課題を把握し、適切なサービスと関係機関との連携により対応の充実を図ります。

⑥ 強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

⑦ 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策について、地域において様々な関係機関が密接に連携して当事者及びその家族に対する支援を行います。

SP コード
（イメージ）

２　令和５年度の成果目標

令和５年度の成果目標については、国の基本指針及び前期計画の進捗状況を踏まえて設定しました。

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

■ 前期計画の進捗状況

【前期目標】令和２年度末の施設入所者数：31人、地域移行者数：３人

	目標値	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
施設入所者数	31 人	36 人	38 人	35 人
地域移行者数	３人	０人	０人	０人

（各年度末時点）

【成果目標】

国の基本指針		
項　目	現行	改正内容
福祉施設から地域生活への移行	平成 28 年度末時点の施設入所者数の９％以上を地域生活へ移行	令和元年度末時点の施設入所者数の６％以上を地域生活へ移行
施設入所者数の削減	令和２年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から２％以上削減	令和５年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減

■ 福祉施設の入所者の地域生活への移行の目標値

項　目		数値
令和元年度末時点の入所者数（Ａ）		３５人
令和５年度末の入所者数見込		**人
福祉施設から地域生活への移行	【目標値】 福祉施設から地域生活への移行者数（Ｂ）	**人
	移行率（Ｂ／Ａ）	**.*%
施設入所者数の削減	【目標値】 施設入所者の削減数（Ｃ）	**人
	削減率（Ｃ／Ａ）	**.*%

SP コード
（イメージ）

（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■ 前期計画の進捗状況

【前期目標】令和２年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を圏域で設置

	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	有・無	無	無	

【前期目標】本市の現状及び地域移行に伴う基盤整備量

	【参考】1 年以上の入院患者数※1			【目標値】地域移行に伴う基盤整備量		
	65 歳未満	65 歳以上	計	65 歳未満	65 歳以上	計
精神病床における長期入院患者の地域移行に伴う基盤整備量	27 人	18 人	45 人	７人	５人	12 人

【参考】地域移行支援及び地域定着支援の支給決定者数

サービス種類	年齢	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地域移行支援	65 歳以上	０人	０人	人
	65 歳未満	０人	２人	人
地域定着支援	65 歳以上	０人	０人	人
	65 歳未満	０人	０人	人

※1　精神保健福祉資料「地域精神保健福祉資源分析データベース」『「厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業（精神障害分野））精神科医療提供体制の機能強化を推進する政策研究」より』（2018 年度 630 調査）

SP コード（イメージ）

【成果目標】

国の基本指針		
項　目	現行	改正内容
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	令和２年度末までに各圏域及び各市町村に設置	
精神障がい者の地域移行支援の利用者数		精神障がい者の地域移行支援の利用者数の見込みを設定
精神障がい者の地域定着支援の利用者数		精神障がい者の地域定着支援の利用者数の見込みを設定
精神障がい者の共同生活援助の利用者数		精神障がい者の共同生活援助の利用者数の見込みを設定
精神障がい者の自立生活援助の利用者数		精神障がい者の自立生活援助の利用者数の見込みを設定
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数		保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数の見込みを設定
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数		保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定
保健、医療、福祉関係者による協議の場にこえる目標設定及び評価の実施回数		保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定

SP コード
（イメージ）

■ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の目標値

項　目		目標
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	【目標値】 精神障がい者の地域移行支援の利用者数の見込み	＊人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	【目標値】 精神障がい者の地域定着支援の利用者数の見込みを設定	＊人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	【目標値】 精神障がい者の共同生活援助の利用者数の見込みを設定	＊人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	【目標値】 精神障がい者の自立生活援助の利用者数の見込みを設定	＊人
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	【目標値】 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数の見込みを設定	＊回
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数	【目標値】 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの 参加者数の見込みを設定	＊＊＊
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	【目標値】 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定	＊回

SP コード
（イメージ）

（３）地域生活支援拠点等における機能の充実

■ 前期計画の進捗状況

【前期目標】令和２年度末までに圏域で１か所整備

	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地域生活支援拠点の整備	有・無	無	無	

【成果目標】

国の基本指針		
項　目	現行	改正内容
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和２年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも１つ整備	令和５年度末までの間、各市町村又は各圏域に少なくとも１つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証、検討

■ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実の目標

項　目			目標
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	地域生活支援拠点等の整備	【基準値】 令和２年度末時点の整備数	＊か所
		【目標値】 令和５年度末時点の整備数	＊か所
	運用状況の検証・検討	【目標値】 令和５年度末までの間の、地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討回数	＊回／年

SP コード
（イメージ）

（４）福祉施設から一般就労への移行等

■ 前期計画の進捗状況

【前期目標】令和２年度の一般就労移行者数：3人（平成28年度実績の1.5倍）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
福祉施設から一般就労への移行（一般就労移行者数）	４人	12 人	９人	人

【前期目標】令和２年度の就労移行支援利用者数：24人（平成28年度実績の1.2倍）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
就労移行支援事業利用者数	14 人	26 人	23 人	人

【前期目標】就労支援事業所の就労移行率が３割以上の事業所：100%（１事業所）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
就労移行率が３割以上の事業所数	１か所	１か所	０か所	

【前期目標】令和元年度及び２年度における就労定着支援１年後の就労定着率：80%

	令和元年度	令和 2 年度
就労定着支援事業の就労定着率	50%	

【成果目標】

国の基本指針		
項　目	現行	改正内容
福祉施設から一般就労への移行者数	令和２年度中に平成 28 年度実績の 1.5 倍以上	令和５年度中に令和元年度実績の 1.27 倍以上 （就労移行支援事業では 1.30 倍以上、就労継続支援Ａ型事業では 1.26 倍以上、就労継続支援Ｂ型事業では 1.23 倍以上）
就労移行支援事業の利用者数	令和２年度末の利用者数が平成 28 年度末の利用者数から 20%以上増加	
就労移行支援事業所の就労移行率	就労移行率が３割以上の事業所を全体の５割以上	
就労定着支援事業の利用率		令和５年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち７割が就労定着支援事業を利用
就労定着支援事業所における就労定着率	就労定着支援事業による１年後の職場定着率を８割以上	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上

SP コード（イメージ）

■ 福祉施設から一般就労への移行等の目標値

項　目			数　値
福祉施設から一般就労への移行者数	全体	【基準値】 令和元年度における一般就労への移行者数	９人
		【目標値】 令和５年度における一般就労への移行者数	＊人 *.*倍
	就労移行支援事業	【基準値】 令和元年度における就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	１人
		【目標値】 令和５年度における就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	＊人 *.*倍
	就労継続支援Ａ型事業	【基準値】 令和元年度における就労継続支援Ａ型事業を通じた一般就労への移行者数	５人
		【目標値】 令和５年度における就労継続支援Ａ型事業を通じた一般就労への移行者数	＊人 *.*倍
	就労継続支援Ｂ型事業	【基準値】 令和元年度における就労継続支援Ｂ型事業を通じた一般就労への移行者数	１人
		【目標値】 令和５年度における就労継続支援Ｂ型事業を通じた一般就労への移行者数	＊人 *.*倍
就労定着支援事業の利用率		【基準値】 令和５年度における一般就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	＊人
		【目標値】 令和５年度における一般就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数の割合	＊人 *.*%
就労定着支援事業所における就労定着率		【基準値】 令和５年度末の就労定着支援事業所数	＊事業所
		【目標値】 令和５年度末の就労定着率（過去３年間の就労定着支援の総利用者のうち前年度末時点の就労定着者の割合）が８割以上になる就労定着支援事業所の割合	＊事業所 **%

SP コード
（イメージ）

（５）相談支援体制の充実・強化等

【成果目標】

国の基本指針（新規）		
項　目	現行	改正内容
総合的・専門的な相談支援		総合的･専門的な相談支援の実施の見込みを設定
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言		地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込みを設定
地域の相談支援事業者の人材育成の支援		地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数を設定
地域の相談機関との連携強化の取組の実施		地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込みを設定

■ 相談支援体制の充実・強化等の目標値

項　目		数値等
総合的・専門的な相談支援	【目標値】 総合的・専門的な相談支援の実施の有無	＊
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	【目標値】 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	＊件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	【目標値】 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	＊件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	＊回

SP コード
（イメージ）

（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【成果目標】

国の基本指針（新規）		
項　目	現行	改正内容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用		都道府県が実施する障害福祉サービス等の研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有		障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所や関係自治体等との共有回数の見込みを設定
指導監査結果の関係市町村との共有		指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果の関係市町村との共有回数の見込みを設定

■ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の目標値

項　目		数　値
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	【目標値】 愛知県が実施する障害福祉サービス等の研修その他の研修への市町村職員の参加人数	＊人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	【目標値】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所や関係自治体等との共有回数	＊回
指導監査結果の関係市町村との共有	【目標値】 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査結果の関係市町村との共有回数	＊回

SP コード
（イメージ）

3　障害福祉サービスの見込量と確保の方策

（１）訪問系サービス

サービス名	実施内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅において入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び常に介護を必要とし行動障がいを有する人に対し、入浴、排せつ、食事の介護、外出の介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に対し、移動に必要な情報の提供、移動の援護などの支援を行います。
行動援護	行動障がいのある知的又は精神に障がいのある人で、常に介護を必要とする人に対し、外出の介護、危険回避のための援護などの支援を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要としている人の中でも介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

＜利用実績と見込量＞

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

サービス名	区　分		平成30年度	令和元年度	令和２年度（見込）
居宅介護（ホームヘルプ）	利用者数（人／月）	実績値			
		計画量			
	利用量（時間／月）	実績値			
		計画量			
	事業所数（箇所）	実績値			
		計画値			

サービス名	区　分		令和３年度	令和４年度	令和５年度
居宅介護（ホームヘルプ）	利用者数（人／月）	見込量			
	利用量 時間／月	見込量			
	事業所数（箇所）	見込量			

SPコード（イメージ）

＜確保の方策＞

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

（２）日中活動系サービス

（３）居住系サービス

（４）相談支援サービス

５　地域生活支援事業の見込量と確保の方策

（１）必須事業

（２）任意事業

サービスごとに事業内容、実績値、見込量、
確保の方策を表形式で記載します。

SP コード
（イメージ）

第５章　第２期清須市障害児福祉計画の施策の展開

１　障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図った上で、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図っていきます。

① 地域支援体制の構築

障害児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を図ります。

② 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等の保育、母子保健や小児慢性特定疾病等の保健医療、教育、就労支援等の関係機関との緊密な連携を図ります。

③ 地域社会への参加・包容の推進

保育所等訪問支援を活用し、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

④ 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児及び医療的ケア児、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児童、虐待を受けた障がい児に対し、支援体制の整備を図ります。

⑤ 障害児相談支援の提供体制の確保

障害児相談支援の質の確保及び向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図ります。

SP コード
（イメージ）

２　令和５年度の成果目標

令和５年度の成果目標については、国の基本指針及び前期計画の進捗状況を踏まえて設定しました。

（１）障害児支援の提供体制の整備等

■ 前期計画の進捗状況

【前期目標】令和２年度末までに、圏域で１か所整備

	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
児童発達支援センターの整備	有・無	無	無	

【前期目標】令和２年度末までに、保育所等訪問支援体制の構築及び充実

	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
保育所等訪問支援の利用体制の構築	有・無	有	有	有

【前期目標】令和２年度末までに、圏域で１か所整備

	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保	有・無	有	有	有

【前期目標】平成30年度末までに、圏域で設置

	単位	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有・無	有	有	有

【前期目標】各年１人配置

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度（見込み）
医療的ケア児コーディネーターの配置人数	２人	３人	４人

SP コード（イメージ）

【成果目標】

国の基本指針		
項　目	現行	改正内容
児童発達支援センターの整備	令和２年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも１か所以上設置	令和５年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも１か所以上設置
保育所等訪問支援事業所の利用体制の構築	令和２年度末までにすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築	令和５年度末までにすべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備	令和２年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも１か所以上設置	令和５年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも１か所以上設置
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の整備	令和２年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも１か所以上設置	令和５年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも１か所以上設置
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	平成 30 年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各都道府県、各圏域及び各市町村に設置	令和５年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を各都道府県、各圏域及び各市町村に設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

SP コード
（イメージ）

■ 障害児支援の提供体制の整備等の目標値

<table>
<tr><th colspan="3">項　目</th><th>数値</th></tr>
<tr><td rowspan="2">児童発達支援センターの整備</td><td colspan="2">令和元年度末時点の整備か所数</td><td>＊か所</td></tr>
<tr><td colspan="2">【目標値】
令和５年度末までの整備か所数</td><td>＊か所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">保育所等訪問支援事業所の
利用体制の構築</td><td colspan="2">令和元年度末時点の整備か所数</td><td>＊か所</td></tr>
<tr><td colspan="2">【目標値】
令和５年度末までの整備か所数</td><td>＊か所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">主に重症心身障がい児を支援する
児童発達支援事業所の整備</td><td colspan="2">令和元年度末時点の整備か所数</td><td>＊か所</td></tr>
<tr><td colspan="2">【目標値】
令和５年度末までの整備か所数</td><td>＊か所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">主に重症心身障がい児を支援する
放課後等デイサービス事業所の整備</td><td colspan="2">令和元年度末時点の整備か所数</td><td>＊か所</td></tr>
<tr><td colspan="2">【目標値】
令和５年度末までの整備か所数</td><td>＊か所</td></tr>
<tr><td rowspan="4">医療的ケア児支援のための
関係機関の協議の場の設置及び
コーディネーターの配置</td><td rowspan="2">医療的ケア児支援
のための関係機関
の協議の場の設置</td><td>令和元年度末時点の
協議の場の数</td><td>＊か所</td></tr>
<tr><td>【目標値】
令和５年度末までの
協議の場の数</td><td>＊か所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">医療的ケア児等に
関するコーディ
ネーターの配置</td><td>令和元年度末時点の
配置数</td><td>＊名</td></tr>
<tr><td>【目標値】
令和５年度末までの
配置数</td><td>＊名</td></tr>
</table>

SP コード
（イメージ）

３　障害児支援事業の見込量と確保の方策

（１）障害児通所支援

（２）障害児入所支援

（３）障害児相談支援

サービスごとに事業内容、実績値、見込量、
確保の方策を表形式で記載します。

SP コード
（イメージ）

第６章　計画の推進体制

１　制度を円滑に推進するための体制の整備

２　計画の推進体制の整備

３　計画の達成状況の点検・評価

現行計画 124～126 頁を踏襲します。

資　料　編

1　計画策定の経緯

現行計画 127 頁を踏襲します。

2　清須市保健福祉計画策定委員会設置要綱・名簿

現行計画 128～129 頁を踏襲します。

3　障がいのある人のアンケート調査

アンケート調査結果を元に記載します。

SP コード
（イメージ）

4　関係団体ヒアリング結果

ヒアリング結果を元に記載します。

5　用語解説

現行計画 130～136 頁を踏襲します。

SP コード
（イメージ）

計画骨子案

第６期清須市障害福祉計画・第２期清須市障害児福祉計画

発　行　日　令和２年９月
発　行　者　清須市　健康福祉部　社会福祉課
住　　所　〒452-8569　愛知県清須市須ケ口 1238 番地
連　絡　先　ＴＥＬ：(052) 400-2911（代表）
　　ＦＡＸ：(052) 400-2963